

平成21年度 上川中部森林管理署公共工事契約状況

分任支出負担行為担当官  
上川中部森林管理署長 小原 正人

工事番号	業務名称	業務場所	業務期間	業務種別	業務概要	入札及び契約方式	予定価格
5	白金地区外2地区 施設更新調査業務	上川郡美瑛町外	約2ヶ月	測量設計	調査業務	一般競争入札	4,128,000 円
					業務着手の時期	業務完成の時期	調査基準価格
					平成21年11月	平成21年12月	

指名した者の商号又は名称、入札及び落札金額 別紙のとおり

契約の相手方の商号又は名称及び住所 旭川市神楽4条13丁目7番7号  
 契約月日 平成21年11月2日 株式会社 北海道森林土木コンサルタント  
 契約金額 3,885,000 円 旭川事務所長 一瀬 誠

当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらのうち当該競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由  
 別紙様式2 競争参加資格確認結果通知書のとおり

予決令第73条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格をさらに定め、その資格を有する者により当該競争を行わせた場合における当該資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
 なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 北海道森林管理局における測量・設計コンサルタント等に係るA等級又はB等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)
- (3) 建設コンサルタント登録規程に基づき森林土木の登録を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成6年度以降に元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。  
 同種業務：治山事業における山腹工、深間工の実施測量及び設計業務
- (6) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。  
 技術士法(昭和32年法律第124号)第14条に規定する技術士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又は、次のいずれか

に該当する者。

学校教育法（昭和22年法律第26条）による大学（同法69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。

短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者。

学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む）後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者。

（社）日本森林技術協会が行う林業技師の登録（森林土木部門に限る）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。

平成6年度以降に、上記（5）に掲げる業務の経験を有する者であること。

- （7） 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和56年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （8） 北海道森林管理局管内に本店、支店又は営業所を有している者を対象とする。なお、高度な調査・設計業務を発注する場合については、この限りではない。
- （9） 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

予定価格及び調査基準価格は、消費税及び地方消費税を除いたものである。